

○税務職員研修実施要綱

(平成23年7月22日)

沿革

平成24年4月1日①

平成29年4月1日②

令和2年4月1日③

(目的)

第1条 この要綱は、税務職員の資質の向上を図り、適正かつ円滑な賦課徴収事務の執行に資するため、西宮市人材育成基本方針に基づく税務職員研修の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(研修の区分及び実施主体)

第2条 税務職員研修において、税務部長又は税務管理課長、市民税課長、資産税課長及び納税課長（以下「税務部各課長」という。）が実施するもので、次に掲げるものを職場研修とする。

- (1) 税務新任職員を対象とする税務基礎知識に関するもの
- (2) 税務職員に対して統一的に実施することが適当と認められるもの
- (3) 市税賦課・徴収関係事務経費で実施するもの（ただし、次項の派遣研修に該当するものを除く。）
- (4) 災害対策本部災対財務局家屋等調査部の所掌事務及び事務分担に関するもの ②③
- (5) 税務部各課の業務において必要な知識の習得又は能力の向上等を目的としたもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか税務部長又は税務部各課長が必要と認めるもの ①

2 税務職員研修において、次に掲げるものが研修主体となって実施するものを派遣研修とする。

- (1) 研修厚生課長
- (2) 阪神9市1町税務主管者会研修委員会
- (3) 近畿都市税務協議会
- (4) 一般社団法人 日本経営協会 ②
- (5) 公益財団法人 東京税務協会 ②
- (6) 公益財団法人 全国市町村研修財団 全国市町村国際文化研修所 ②
- (7) 公益財団法人 全国市町村研修財団 市町村職員中央研修所 ②
- (8) 総務省 自治大学校
- (9) 前各号に掲げるもののほか税務部長又は税務部各課長が適当と認めるもの ①

(研修の方法等)

第3条 研修の方法は、その内容に応じ、講義形式又は討議形式とし、研修に参加すべき税務職員は、研修実施主体のいかんにかかわらず税務部各課長が推薦する者又は指名する者とする。 ①

(研修計画)

第4条 税務部長又は税務部各課長は、毎年9月に次年度の研修計画を立案するものとする。 ①

(予算要求)

第5条 税務部長は、前条の研修計画に基づき、次年度の市税賦課・徴収関係事務経費について所要の予算要求を行うものとする。

付 則

この要綱は、平成 23 年 7 月 22 日から施行する。

付 則（平成 24 年 4 月 1 日①）

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 29 年 4 月 1 日②）

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（令和 2 年 4 月 1 日③）

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。